

『史記』の「共和行政」説話について

佐藤信弥

（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所 客員研究員）

1. 『史記』について

○『史記』の成書

- ・前漢の第七代武帝の時代に司馬談・司馬遷父子が編纂。
- ・もともとは『太史公書』『太史公記』などと呼ばれる。
- ・後に正史二十四史のひとつに数えられるようになる。

○『史記』の構成

- ・本紀：王朝・帝王の歴史。五帝本紀・殷本紀・周本紀・秦始皇本紀・項羽本紀など。
- ・表：年表、帝王の系譜。三代世表・十二諸侯年表【図版02】・秦楚之際月表など。
- ・書：制度史、文化史。礼書・樂書・封禪書・平準書など。
- ・世家：諸侯（国）の歴史。呉太伯世家・齊太公世家・孔子世家・陳涉世家など。
- ・列伝：個人の伝記。伯夷列伝・管晏列伝・刺客列伝・匈奴列伝・太史公自序など。
→紀伝体が正史の形式となる。

○『史記』の材料

- ・『尚書』（『書経』）、『詩経』、『左氏春秋』（『春秋左氏伝』）、『戦国策』に類する書、系譜類などの文献。
- ・その他口碑伝承、見聞、語り物など。
- ・他の文献に見られない話……始皇帝の後継が趙高・李斯の陰謀により、長子の扶蘇から末子の胡亥に変えられた話（秦始皇本紀）など。
→北京大学蔵漢簡『趙正書』では、李斯らが生前の趙正（始皇帝）に胡亥を後継とするよう求め、趙正が聞き入れている。

2. 『史記』の「共和行政」説話と共伯和

○周本紀の「共和行政」説話

- ・『史記』にしか見えない話のひとつ。
- ・西周第十代厲王：

- ・暴君として知られる。
 - ・在位 37 年目に国人の反乱により王位を負われ、^{てい}彘の地に亡命した。
……西暦では紀元前 841 年のこととされる。
 - ・その後、厲王の太子宣王^{せんおう}が成長するまで、14 年間召公^{しょうこう}・周公^{しゅうこう}ら大臣による「共和行政」が行われる。[01] [02]
 - ・ Republic の訳語としての「共和制（政）」の由来。……^{おおつぎぼんけい}大槻磐溪による。
- ※正確には、『十八史略』をもとにオランダ語の^{レプユブリーク}Republiekの訳語として。

[01] 『史記』周本紀【図版】

召公・周公二相、政を行い、号して「共和」と曰う。共和十四年、厲王、彘に死す。
^{たいしせい}太子静、召公の家に於いて長じ、二相乃ち共に之を立てて王と為す、是れ宣王たり。

[02] 『史記』十二諸侯年表【図版】

共和元年、厲王の子、召公の宮に居る、是れ宣王^た為り。王^{わか}少く、大臣共に和して政を行う。

○ 『竹書紀年』の共伯和

- ・ 『竹書紀年』：
 - ・ 西晋の時代に戦国魏王墓から出土した、夏・殷・西周・晋・魏の編年史書。
 - ・ 現存せず、他の文献に引用された断片的な逸文が残されている。
- ・ 厲王の後、共伯和が天子のかわりとなったとする。[03] [04]
……特に [04] は王位を篡奪したとする。→ネガティブな評価、批判の対象。
- ・ 「共和」は共伯和に由来。……『史記』ではなぜ共伯和が消滅しているのか？

[03] 『竹書紀年』（『晋書』^{そくせき}束皙伝に引く）

厲王既に^{ほろ}亡び、共伯和なる者有りて天子の事^{せのこう}を摂行す。

[04] 『竹書紀年』（『史記索隱』に引く）

共伯和、王位^{おが}を干す。

3. 同時代史料の中の共伯和

○ 西周金文に見える^{わほ}蘇父

- ・ 金文（青銅器の銘文）：
 - ・ 祖先を祀る宗廟に供えられ、祖先に報告すべき勲功や官職の任命などの慶事を記す。
 - ・ 西周時代（紀元前 11 世紀頃～前 771 年）の同時代史料となる。
 - ・ 金文に見える^{はくわほ}伯蘇父・^{しわほ}師蘇父が共伯和に比定される。[05] ~ [08]
- ※ 「蘇」は「和」の古字。

- ・ [05]： 蘇父が家臣あるいは下僚に自領や人員の運営を任せたもの。
- ・ [06] [07]： 師兌に蘇父の職務の輔佐を命じたもの。
- ・ [08]： 燹が王（宣王）に蘇父の死を報告したもの。
 - ・ 他に類例がなく、蘇父の地位の高さや特殊性を示す。
 - ・ 「十又一年」……共和 11 年？ 宣王 11 年？
- ・ 銘文中の「王」は厲王あるいは宣王。……蘇父が王となった証拠は見出せない。
- ・ 共伯和の「共」……諡号？ 領地の名称？
- ・ 共伯和=衛の武公和とする説もある。……武公の兄は共伯とされる。

[05] 師獸簋（集成 4311）【図版】

隹れ王の元年正月初吉丁亥、伯蘇父若^{はくわ}ほ^まず^{いわ}曰く、「師獸、乃^{なんじ}の祖考、我が家に功有り、汝又た小子と雖も、汝に命じて我が家を^{つかさど}り、我が西偏・東偏、僕馭・百工・牧・臣妾を^{しんしやう}鞮司せしむ。内外を^{とうさい}董裁し、敢えて善からざること母かれ。……」】

[06] 元年師兌簋（集成 4274～4257）【図版】

王、内史尹を呼びて師兌に^{きくめい}冊命せしめ、師蘇父を^{しわほ}胥^{たす}けて、左右走馬・五邑走馬を^{つかさど}司らしむ。

[07] 三年師兌簋（集成 4318～4319）

王、内史尹を呼びて師兌に^{きくめい}冊命せしむ、「余既に汝に命じて師蘇父を^{しわほ}胥^{たす}け、左右走馬を^{つかさど}司らしむ。今余隹れ乃の命を^{かき}申就ね、汝に命じて走馬を^{しんしやう}鞮司せしむ。……」

[08] 師燹簋（集成 4324～4325）

師蘇父^ゆ殂^{つし}く。燹素市し、恐^{そふつ}みて王に告ぐ。隹れ十又一年九月初吉丁亥、王、周に在り。

4. 東周以後の文献の中の共伯和

- ・ 東周時代（前 770 年～前 256 年）
- ……共伯和のことが様々な解釈を加えられて語られるようになる。

(1) 「立つ」者としての共伯和

○清華簡（清華大学蔵戦国竹簡）『繫年』

- ・ 北京の清華大学に寄贈された戦国竹簡のコレクション。
- ・ 『繫年』： 清華簡の中に含まれている、西周時代から戦国時代前期までを扱った史書。
- ・ 全 23 章のうち第 1 章に共伯和のことを記述している。[09]
 - ・ 厲王が国を追われた後、共伯和が立った（=即位した）とされている。
 - ……ただしネガティブなニュアンスが加えられていない。

- ・宣王の即位後、宋国（宗の誤字？）に帰国したとされる。

[09] 清華簡『繫年』第1章【図版】

厲王に至り、厲王大いに周に虐す、卿士・諸正・万民厥の心に忍びず、乃ち厲王を薨に帰る、共伯和立つ。十又四年、厲王、宣王を生み、宣王即位す、共伯和、宋〔宗？〕に帰る。

○『魯連子』の中の共伯和 [10]

- ・衛国の出身とされる。
- ・仁義を行うことを好む、賢人とされる。
 - ・共伯和を好意的に評価。
 - ・儒家的な理想を体現した君主。…… [11] でも描かれる。
- ・諸侯に推戴されて天子の事を行ったとされる。＝篡奪ではない。

[10] 『魯連子』（『史記正義』に引く）

衛州共城県は本と周の共伯の国なり。共伯名は和、仁義を行うを好み、諸侯、之を賢とす。周の厲王無道にして、国人難を作し、王、薨に犇る、諸侯、和を奉じて以て天子の事を行わしめ、号して共和元年と曰う。十四年、厲王、薨に死す、共伯、諸侯をして王子靖を奉じて宣王と為さしめ、共伯復た国に衛に帰るなり。

[11] 『呂氏春秋』開春論・開春

共伯和、其の行いを修め、賢仁を好みて、海内皆な来たりて稽る。周厲の難、天子曠絶して、天下皆な来たりて謂む。

(2) 「共首に得る」者としての共伯和

○道を得た共伯和

- ・宣王が即位して帰国後、共伯和は共山の首に道を得たとされる。[12] [13]
- ・許由と対比。[13]
 - …… [14] では堯による禪讓を拒絶したとされる。
 - 『莊子』讓王においては、共伯和も王位を拒絶したという設定なのではないか？

[12] 『魯連子』（『經典釈文』に引く）

共伯和、後に国に帰り、意を共山の首に得たり。

[13] 『莊子』雜篇・讓王（『呂氏春秋』孝行覽・慎人にもほぼ同文を引く）

古の道を得たる者は、窮するも亦た楽しみ、通ずるも亦た楽しむ。楽しむ所は窮通に非ざるなり、道、此に徳れば、則ち窮通し、寒暑風雨の序と為る。故に許由は潁陽

に^{たの}娛しみて共伯は共^{きやうしゆ}首に得たり。

[14] 『莊子』讓王

堯^{ぎやう}、天下を以て許由に讓らんとするも、受けず。

○唐代の成玄英『莊子疏』[15]

- ・ 道家的な理想を體現した人物としての共伯和の話を膨らませる。
……王に立てられても喜ばず、王位を廢されても怨まない。
- ・ [11] [16] などを材料にして作文。
……ただし [16] は現今の『史記』には見えない。

[15] 成玄英『莊子疏』

厲王の難、天子曠絶す、諸侯、共伯の賢なるを知りて、請いて立てて王と為さんとし、共伯^{ゆる}聴さず、辞して免るるを獲^えず、遂に王位に即く。一十四年して、天下大いに^{ひでり}旱し、舍屋火を生ずるに、トして曰く、「厲王、崇を為す」と。遂に共伯を廢して宣王を立つ。共伯退帰し、^{かえ}還りて本邑に^ほ食む、之を立つるも喜ばず、之を廢するも怨まず、^{きやうしゆ}丘首の山に逍遙たり。

[16] 『太平御覽』卷八七九・咎^{きやうちやう} 微部

『史記』に又た曰く、共和十四年、大いに旱し、其の屋を^{かふん}火焚す、伯和篡位して立つ、故に火災有り。其の年、周の厲王、^{はし}彘に奔りて死し、宣王を立つ。

(3) 「王位を干す」者としての共伯和

○『竹書紀年』の共伯和

- ・ 他の文献……共伯和は儒家的・道家的な理想を託されていた。
- ・ 篡奪者としての姿も歴史的な事実ではなく、何らかの思想が託されているのでは？

○『竹書紀年』の類例

- ・ 益^{えき}も「位を干した」とされている。[17]
……『孟子』^{ばんしやうじやう}万章上・『史記』夏本紀：夏の禹は当初益に天下を讓ったが、諸侯は益ではなく禹の子の啓に仕えた。
- ・ 舜が堯を捕らえて篡奪した。[18]
……一般的には堯が舜に禪讓したとされている。
- ・ 殷の伊尹^{いいん}が湯王の孫大甲^{たいこう}を追放して王位を奪い、後に大甲に殺害された。[19]
……『孟子』万章上・『史記』殷本紀：伊尹が暴虐な大甲を追放して反省させ、後に政權を返上した。

→『竹書紀年』：臣下が政治を代行したり禪讓されたりすることを、王位篡奪としてネガティブに評価する。

[17]『竹書紀年』（『晋書』束皙伝に引く）

益、啓の位を干し、啓、之を殺す。

[18]『竹書紀年』（『史記正義』に引く）

舜、堯を囚え、復た丹朱を偃塞し、父と相見えざらしむなり。

[19]『竹書紀年』（『春秋経伝集解後序』等）

仲壬崩ずるに、伊尹、大甲を桐に放ち、乃ち自ら立つなり。伊尹即位し、大甲を放つこと七年、大甲潜かに桐自り出で、伊尹を殺し、乃ち其の子伊陟・伊奮を立て、其の父の田宅を復して之を中分するを命ず。

○王位篡奪・禪讓が語られた時代的背景

- ・燕国の場合……燕王噲が太子平ではなく臣下の子之に禪讓しようとした。
- ・益と啓の話……燕王噲を禹に、子之を益に、太子平を啓になぞらえ、益の二の舞にならないように子之にもっと実権を与えよと遊説家が進言。[20]
- ・『竹書紀年』の舜・益・伊尹・共伯和への評価……戦国時代の政治の現実が反映されている。

[20]『戦国策』燕策一「燕王噲既立」章（『史記』燕世家にも同様の文あり）

或るひと曰く「禹、益に授けて啓を以て吏と為す、老いるに及びて、啓を以て天下を任すに足らずと為し、之を益に伝う。啓、支党とともに益を攻めて之が天下を奪う、是れ禹、名は天下を益に伝うるも、其の実啓をして自ら之を取らしむるなり。今王、国を子之に属すと言うも、而るに吏に太子の人に非ざる者無し、是れ名は子之に属するも、而るに太子事を用うるなり」と。

5. 消えた共伯和

○『史記』の「共和行政」説話をどう見るか

- ・共伯和が登場しない説話も語られていた。[21] [22]
……周公・召公による「共和行政」もおそらくはそうした説話のひとつ。
- ・司馬遷は共伯和の存在を知っていたはず。…… [11] [13] など。
- ・敢えて共伯和が登場しない説話を選択したのはなぜか？
→司馬遷自身の理想や、前漢武帝期の専制に対する批判が託されているのではないか。
- ・「共和行政」に政治的理念や評価が込められている。
→「共和」を Republic の訳語として用いるのにふさわしいのではないか。

[21] 『春秋左氏伝』昭公二十六年

厲王に至り、王の心炭虐なり、万民忍びず、王を歳に居らしむ。諸侯、位を積きて、以て王政に間す。宣王に志有り、而る後に官を效す。

[22] 『国語』周語上

歳の乱、宣王、邵公の宮に在り、国人、之を囲む。邵公曰く「……。」乃ち其の子を以て宣王に代え、宣王長じて之を立つ。

参考文献

※図版の引用も含む。

【和書】

- 佐藤信弥「歴史評価としての共伯和」(『中国古代史論叢』第9集、2017年)
- 佐藤信弥『周一理想化された古代王朝』(中公新書、2016年)
- 穂積陳重『法窓夜話』、五九「共和政治」(岩波文庫、1980年)
- 吉本道雅「西周紀年考」(『立命館文学』第586号、2004年)
- 『和刻本正史 史記(縮印版)』(汲古書院、1972年)

【中文書】

- 許兆昌『《繫年》・《春秋》・《竹書紀年》的歴史叙事』(中西書局、2015年)
- 清華大学出土文献研究与保護中心編、李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡(貳)』(中西書局、2011年)
- 集成：中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成(修訂増補本)』(中華書局、2007年)
- 北京大学出土文献研究所『北京大学蔵西漢竹書(参)』(上海古籍出版社、2015年)
- 方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯証(修訂本)』(上海古籍出版社、2005年)
- 劉光勝『清華簡《繫年》与《竹書紀年》比較研究』(中西書局、2015年)

図版

增補史記評林 卷十四 周本紀 周本紀
 王 王 修來館藏
 畔 厲王厲王出奔於彘 幸昭曰彘晉地漢為縣
 義曰括地志云晉州霍邑縣本漢屬河東後曰永安○正
 亂嗣後改曰永安從鄭齊晉也厲王太子靜匿
 召公之家國人聞之乃圍之召公曰昔吾驟諫王
 王不從以及此難也今殺王子太子王其以我為讐
 而對怒乎夫事君者險而不讐對曰在怨而
 不怒況事王乎方以其子代王太子太子竟得脫
 召公周公二相行政號曰共和索隱曰其音如字
 共伯于王位共音恭共國伯爵名共伯攝政則云
 云于王位也○正義曰共音巨用反尊昭云風之
 亂公卿相與和而修政事號曰共和也共伯攝政
 衛州共城縣本周共伯之國也共和好行仁
 義諸侯賢之問厲王無道國人作難王奔于
 依泰和以行天子事號曰共和元年十四年厲王
 歸國于衛也世家云釐侯十三年周厲王出奔
 于彘

[01] 『史記評林』周本紀

師獸簋 王 帝 是 曰 吉 不
 又 喜 天 受 日 中 矣 小
 令 中 的 茲 受 錫 錫 我
 鼎 東 錫 錫 錫 錫 錫 錫
 車 赫 厥 則 中 錫 錫 錫
 戈 戡 厥 亦 中 錫 錫 錫
 鐘 教 五 全 時 錫 錫 錫
 休 用 止 射 射 射 射 射
 寶 寶 寶 寶 寶 寶 寶 寶

[05] 師獸簋

增補史記評林 卷十四 十二諸侯年表
 齊 魯 齊 晉 秦 楚 宋 衛 陳 蔡 曹 鄭 燕 吳

周 平王	魯 宣公	齊 宣公	晉 宣公	秦 宣公	楚 宣公	宋 宣公	衛 宣公	陳 宣公	蔡 宣公	曹 宣公	鄭 宣公	燕 宣公	吳 宣公
十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年

[02] 『史記評林』十二諸侯年表

元年師兌簋 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十

[06] 元年師兌簋



[09] 清華簡『繫年』